

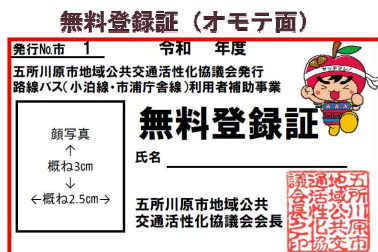
弘南バス市浦庁舎線が 利用しやすくなります!!

市浦地域十三地区住民の方を対象に、市浦地域から五所川
原地域間を、「弘南バス市浦庁舎線」を利用して片道200円(65
歳以上の方、運転免許返納者は無料)で移動可能となります。

利用方法

ステップ1

市浦総合支所の窓口申請用紙一式(申請用紙は別紙、4ページ
に必要書類一覧を記載)を提出し、「登録証」または「無料登録証」を
受け取る。



ステップ2

市浦総合支所「登録証」、「無料
登録証」を提示し、利用申請書を記
入して「利用券」(登録証保有者は
利用券1枚につき200円と引き換え)
を受け取る。



ステップ3

利用券使用可能便のバス降車時に、登録証をバス乗務員に提示
し、利用券を運賃箱に入れる。
※利用券が使用可能な便は2ページに掲載しております。

弘南バス市浦庁舎線利用券使用可能便

市浦⇒五所川原行(上り)バス運行ダイヤ(主な停留所抜粋)

市浦庁舎前	中の島公園	+ 三	つがる総合病院	五所川原駅	五所川原営業所
6:35	6:36	6:37	7:48	7:53	8:20
8:40	8:41	8:42	9:53	9:58	10:25
11:45	11:46	11:47	12:58	13:03	13:30
14:45	14:46	14:47	15:58	16:03	16:25
15:45	15:46	15:47	16:53	16:58	17:20
17:30	17:31	17:32	18:43	18:48	19:15

五所川原⇒市浦行(下り)バス運行ダイヤ(主な停留所抜粋)

五所川原営業所	五所川原駅	つがる総合病院	+ 三	中の島公園	市浦庁舎前
6:35	6:50	6:53	7:59	8:01	8:15
9:30	9:45	9:48	10:57	10:59	11:15
11:50	12:05	12:08	13:17	13:19	13:35
13:25	13:40	13:43	14:52	14:54	15:10
15:25	15:40	15:43	16:52	16:54	17:10
15:55	16:10	16:13	17:22	17:24	17:40
17:00	17:15	17:18	18:27	18:29	18:45
18:30	18:35	18:48	19:57	19:59	20:15

※対象となる便は上記の赤枠内の便のみとなります。
12月29日～1月3日及び土日祝日に利用券は使用できません。

市浦庁舎線利用券使用可能な停留所一覧

市浦地区

市浦庁舎前—中の島—十三北口—十三—十三神社—十三局前—深津
仲町—山子—住宅前—十三南口

五所川原地区

沼田町—寺町—本町—つがる総合病院—大町—五所川原駅前—布屋町
田町

※上記の五所川原市内停留所での乗降のみ、利用券を使用できます。つがる市管内で乗降した
場合は乗車券は使用できません。その場合は弘南バスの通常運賃となりますのでご注意ください。

初回利用時の流れ（例）



明日五所川原市内まで行く用事が出来たよ。
市浦庁舎線の利用補助を受けるために登録証を作ろう。



市浦総合支所に登録証の申請に来たよ。
利用登録申込書を窓口で記入して、運転免許証などの身分証明が出来るものを提示するよ。
運転免許証を返納した人は運転経歴証明書（有料）を警察署から発行してもらおう。65歳以上の方と運転免許を返納した人には無料登録証が交付されるよ。



交付された登録証を提示して利用券を購入するよ。1枚200円で一度に最大30枚まで購入できるんだ。利用券は予定に合わせて計画的に受け取ってね。



交付された利用券と登録証を持って弘南バス「市浦庁舎線」に乗るよ。利用券は行きと帰りの分で2枚持とう。
利用できる時間は2ページに記載されている「赤枠内の便」だね。
バスを降りるときは各登録証をバス運転手に見せながら、利用券を料金箱に入れるよ。



行きは2便、帰りは3便で利用券の使用ができるよ。あらかじめ2ページを見て、利用できるバスの時間を確認してから利用しよう！
途中でつがる市の停留所に降りてしまうと利用券を使えないから注意しよう！



お出かけの際は、公共交通を積極的にご利用ください！

各登録証の申請方法等

○発行する各登録証の対象者は以下のとおりです。

登録証：市浦地域十三地区住民で無料登録証の対象にならない方。
無料登録証：市浦地域十三地区住民で65歳以上または運転免許返納者。

○登録証の申請方法

1. 申請に必要な書類を準備し、各担当窓口（金木総合支所・市浦総合支所）へ提出します。

登録証、無料登録証の作成に必要なものは以下の①と、②か③のどちらかです。
運転免許返納者は①と④のみとなります。

- ①. 利用登録申込書※各総合支所の地域振興係窓口で配布
- ②. 個人番号カード、運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳療育手帳、その他官公署が発行する免許証、許可証又は資格証明書等の本人の顔写真が貼付されているもの。
- ③. 上記記載の顔写真付き証明書のない方は、健康保険証、年金手帳（年金証書）、医療受給者証、児童扶養手当証書、その他官公署が発行する氏名及び生年月日又は住所の記載のある証書等のうち2つ以上の書類。
- ④. 運転免許返納者は、道路運送法の規定する運転経歴証明書の写し。

2. 申請に応じて登録証、無料登録証を交付します。

※各登録証に掲載する顔写真を申請時に撮影します。

留意点

○利用券を使用できるのは12月29日～1月3日を除いた平日の、利用券使用可能便のみです。

※詳しくは2ページに記載。

○つがる市管内で乗降する場合は利用券を使用出来ません。

○一度に発行できる利用券の枚数は、最大30枚（15往復分）です。

○利用券の有効期限は発行から90日（3ヶ月）です。期限が切れた利用券は使用出来ません。

○利用券は他者への譲渡、転売は禁止です。申請は必ず本人が行ってください。

お問い合わせ

五所川原市役所 電話0173-35-2111（代表）

都市・交通課（内線2634）、金木総合支所地域振興係（内線3205）、市浦総合支所地域振興係（内線4015）